

建設経済常任委員会

平成22年12月7日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成22年12月7日(火曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託請願》

請願第 4号 TPP交渉参加反対に関する請願

出席委員(7名)

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長 林 一哉

議員 島田和雄
(請願紹介議員)

説明のため出席した者(24名)

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷 博
農業委員会事務局長	伊藤 浩

商工観光課長	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	佐藤邦雄
国民宿舎支配その他担当員	増田富雄
	15名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

12月に入りまして、普通であれば、もっと寒くなって当たり前ですけども、異常気象だか、ここ何日も11月の初めくらいの陽気で、何か農業に関してはいいんだか悪いんだか、大変心配しているところです。

これから委員会に入りますけれども、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、島田和雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さんには、本当に大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算の1議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議をお願いいたしま

して、簡単ではございますけれどもあいさつに代えさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、先ほど議長さんのお話にもございましたけれども、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ議案を可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、1点、報告させていただきます。

内容は、第3回定例会において繰越明許をお願いいたしました街路整備事業（谷丁場遊正線）のＪＲ総武本線をまたぐ橋梁下部工事についてでございます。この件につきましては、今定例会開会前に、建設経済常任委員会の委員の皆様方及び議会運営委員会にも報告させていただきましたが、昨日6日に入札を実施し、落札候補者が決定しましたので、今議会に追加提案すべく準備を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、内容につきましては、所管事項の中で担当課より報告いたさせます。

以上、整いませんがあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦勞さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第1号、一般会計の補正予算につきまして、農水産課にかかわります事項につきまして、若干説明をさせていただきます。

補正予算書のほうの歳入関係の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページに、14款県支出金、2項の県補助金、その中の5目の農林水産業費県補助金、これがございます。その中の農業費補助金、3つ、今回、歳入を見込ませていただきました。

1つは、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金、もう一つは、経営体育成交付金、さらにさわやか畜産総合展開事業費補助金でございます。それぞれ中身につきまして、若干時間をいただきまして説明させていただきます。

お手元の資料の中に、議案第1号、農水産課という2枚の資料を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この1ページ目のほうに、この「園芸王国ちば」強化支援事業の中身が記載をされております。ご承知のように、園芸産地の生産力強化を図るために、ハウス等の園芸生産施設、あるいは省力作業機械等の機械、あるいは施設の整備を支援する。さらに、実は老朽化した温室等の園芸生産施設の改修等も支援する。これは全額県の補助金で実施をされているものでございます。

中身的には記載のとおりにありますように、生産力強化支援事業、この中に共同して使います共同利用機械・施設等整備型、これが実は補助金としまして3分の1以内ということになっております。この共同というのは3戸以上を表しております。さらに、認定農業者等整備型、これは認定農業者であれば、1人でも整備につきまして県から支援を受けられる、この補助率が4分の1でございます。一番下には園芸施設のリフォーム支援事業ということで、園芸施設の鋼材及び被覆資材等の改修・更新、こういうものにつきましては4分の1以内、支援をします。これが実は県の補助事業として仕組まれております。今回、事業費等が農家からの要望が多い、そんな中で補正をさせていただく。そういうことで歳入としまして1,345万9,000円を計上させていただきました。

さらに、2ページ目のほうを広げていただきたいと思います。

これにつきましては、経営体育成交付金でございます。一番上のほうに5億8,300万円という記載が括弧で示されております。これは先般、11月26日に成立しました2010年の補正予

算、この中での実は事業メニューでございます。対策のポイントの中に幾つか書いてありますけれども、特に今回につきましては、雇用創出効果ということで、農村における雇用を確保する、そういうキーで、雇用を確保する農業経営体におきまして、農業機械あるいは施設の整備につきまして国が支援をするということになっております。

具体的中身につきましては、中段にあります内容の1、融資主体型補助でございます。これにつきましては、経営体が融資を主体としまして農業用機械施設、こういうものを導入する場合に、融資残の自己負担、これにつきまして補助金が交付されることになっております。

補助金につきましては、融資残、これの10分の3、事業費の10分の3、これを上限として国から支援をされることになっております。

事業主体につきましては、担い手育成総合支援協議会等ということで、旭市につきましては、市が事業主体で今回この事業に取り組みをしたいということで考えております。

補助金の流れは、国から県、県から市、市から今回事業を実施したい農業者の方に、国の補助金が回ってくる、そういう仕組みでございます。そんな関係で補助金の中に仕組ませていただきました。総体的に3,255万5,000円という歳入を見込ませていただいております。

さらに3つ目に、さわやか畜産総合展開事業につきまして、3ページのほう、お目通しいただきたいと思います。

この事業は、千葉県単独の補助事業でありまして、畜産農家のいろんな環境整備、それに対して支援をする事業でございます。

事業の1つとしまして、総合整備事業、これにつきましては、堆肥化施設、あるいは浄化槽の処理施設、そういうものにつきまして、県が5分の2、40%を支援する。県が支援しました補助金の4分の1以上を市町村が補助をする、そういう実は事業の仕組みになっております。上限としましては、県と市合わせまして50%以上、そういう中身になっております。50%が上限ということで仕組ませていただいております。

さらに4ページ目のほう、広げていただきたいと思います。この中には周辺環境整備事業、それと機能向上整備事業、それぞれ記載があります。におい対策等につきましてはの脱臭施設、それにつきましても支援が受けられる。県の支援が5分の1、20%、それに対して、県が支援をした分の2分の1、これが市町村の義務負担になっております。そんなことで、この周辺環境整備事業、県・市合わせまして30%の支援内容になっております。

さらに、機能向上整備事業、これにつきましては、いろんな機械の装備等につきまして支援をいただくものであります。併せまして、支援率につきましては県が20%、市が県の半分

というようなことで、30%になっております。今回、この事業につきまして、314万3,000円を見込ませていただいております。これが歳入関係でございます。

さらに、ページ数で22ページのほうをお開きいただきたいと思います。

しからは、今回、補正の中で「園芸王国ちば」強化支援事業、これにつきまして若干、本年暮れになってきまして、農業者の方の希望意欲、これが大分強まってきまして、追加の申請がございました。現在、実は手が挙がっている方、あるいは着工中、現在の着工中が13件、それと県のほうに申請してあります案件が2件、さらに現在4件の方が手を挙げて、この園芸王国ちばで事業を実施したい、そういうことで19経営体から手が挙がっております。

その中には、特に多いのがハウスの規模拡大、それと併せましてカーテン施設の整備、あるいは暖房機の更新、こういうものが含まれております。

総体的に事業費ベースとしましては4億4,400万円ほど、実は手が挙がっているわけでございます。すべて今、手が挙がっている坪数で申し上げますと3万3,399平米、坪数にしますと1万120坪、大きな面積がこの県の支援で1万坪に及ぶ面積が整備されるところで考えております。

今回、当初予算で9,252万円、これを実は見込んでいたんですけれども、今回、精査しまして、農業者の方、特に来年4月以降やりたいという方が一部、もう今年になってやりたい、そんな方もいまして、今回、実は1億597万9,000円、そういう事業費として今回新たに事業を実施したい。そんなことで今回、追加としまして1,345万9,000円、これを計上させていただきたい、そういうことで提案をさせていただいております。

本予算につきまして、県全体での枠2億5,000万円あるわけですが、旭市の中で、全体的には43%、これを使わせていただく、そういう中身になっております。

さらに、農業経営基盤強化促進事業の中の経営体育成施設整備事業助成金でございます。これにつきましては、先ほど言いました国の事業でございます。今回、認定農業者等に対しまして、急遽な事業でありましたので、平成23年に事業が挙がっている方々にご連絡をしまして、その中で15経営体、この中でトラクター、あるいはいろんな機械を導入したい、そういう意向に基づきまして、総事業費1億1,398万円、これが事業の中身で提案されております。その中で国の支援30%を受けたいというようなことで、3,255万5,000円を補正させていただきたいということでございます。

今回この15経営体で事業の施設整備が済みまして、常時雇用で20人、臨時雇用で日としまして2,545日、そんなことで常時雇用、臨時雇用を含めまして年間延べ人数7,345人、こうい

う雇用が農業の中で見込まれる、そんなことで事業を申請してございます。

現在、申請の中身につきましては、千葉県で旭市のみが手が挙がっております。国全体でも、先ほどの5億円の枠の中に旭市の事業費は入っているということです。要は競争相手がいないというようなことで、あとは事業の中身を精査していただきまして、採択に結びつけられるのかなと、そういうふうに考えております。

それと、さわやか畜産総合展開事業につきましてでございます。

これにつきましては、2件、県の補助金等を活用して補助事業を予定をさせていただいております。1件目は、3戸のうずら組合で施設を整備をしたい、そのようなことで、ウズラの堆肥舎等を建設したいということでございます。

それともう一点は、畜産農家、養豚農家のほうで堆肥の運搬車、これを整備をしたい、そんなことで県、それと市の補助金を見込ませていただきまして、補正措置としまして418万4,000円、これを計上させていただきました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建設課所管の事項について補足説明を申し上げます。

24ページをお願いします。

8款2項3目道路新設改良費の説明欄1番、南堀之内バイパス整備事業について説明させていただきます。

4,200万円の追加は、関係地権者の協力が得られる見込みがついたことや、税務署協議が整ったことから、事業実施について用地購入費、補償費を追加させていただくものです。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、蛇園南地区流末排水整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、3事業につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 24ページの土木費の南堀之内バイパスの整備事業ですか、これは

4,200万円の補正になっていますが、その中で公有財産購入費3,000万円、これは道路のメーターにしますとどのくらいなのか。

それから、それに伴いまして補償補填及び賠償金ですか、これがかなり、1,200万円という金額になっていますが、これは主なものはどういうものか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） まず用地費の関係ですけれども、メーターよりも個人で、今年予定しているのは8名くらいですか、買収する地権者が8名を予定しておりまして、一応、用地買収は面積とすれば26筆くらいですか、あとそのうちの田んぼが8筆、畑が11筆、雑種地が1筆、山林が6筆というような形で計画しております。

これはまだ相手がいることですから、予定しても買えなければあれなんですけれども、一応そういった予定で、あと物件に関しては、ハウスと立竹木ですか、その関係ですね、あと面積に関しては、買えた場合の面積になりますので、面積も一応あれですか。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） メーターですか、メーターはちょっと、筆でやってますので、ちょっとそこまで計算してはいないんですけれども、筆でちょっとやっていましたので、メーターはどのくらいかというのは、ちょっと出してはいないんですが。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 平積はちょっと出してあったんですが、メーターはちょっと出していなかったものですから、すみません。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 繰越明許費でございますが、これはいつごろまでに解決つきますかね、税務署関係が。道路のほうの蛇園の流末排水と中央病院のアクセス道路、それから飯岡海上連絡道のこれは繰越明許費でございますが、これはいつごろまでに分かりますか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 連絡道に関しては、今、警察のほうの交通規制課のほうと協議しておりますので、今年度中には用地買収に入る予定にはなっておりますけれども、あと排水に関しては、この議会で繰越明許費が議会で可決された後に、すぐ発注する準備にはなっております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

- 委員（日下昭治） 今、関係する今の項目、高橋議員と嶋田委員のほうの話の中に関係するわけでございますけれども、過日、議案質疑の際に、若干、堀之内遊正線でしたっけ、この22ページ……

（発言する人あり）

- 委員（日下昭治） すみません、堀之内バイパス整備事業でお聞きしたいわけでございますけれども、この際、補助率55%、合併特例債を使うとかなり少なくなるということですが、補助率というと、ここに補助が入っているんですか、この補正の中に、それをまず伺いたい。

それと併せて、蛇園の、先ほど今、嶋田委員の話がございましたように、連絡道の関係も何かそのような話をされているんですけれども、そういった55%の補助率というのは、もう既にそこで決まっているものなのか、今後見込むということなのか、その辺を含めてちょっとお願いします。

- 委員長（滑川公英） 建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） この南堀之内バイパス整備事業ですけれども、とりあえず今年度は補助率は55%は決まっておりますけれども、まだ国からの交付金が決定しておりませんので、とりあえず今回は歳入歳出だけを計上いたしまして、交付金が決まった段階において、また補正なりなんなりして、例えば恐らく増えることはなく、多分減ることはあっても、多分増えることはないと思うんですけれども、その1年で歳入のほうは調整するという形になると思います。

ですから、今回は交付額は決まっておりますので、一番当初に申請した額で歳入は決まっておりますので、交付決定額が来ましたら、その額が幾らになるかによって、また歳入のほうは代わってくると思いますが、今回は歳出だけで計上してございます。

それとあと蛇園に関しても、一応ここに同じ事業ですので、補助率は55%ですね、連絡道の関係ですね。

- 委員長（滑川公英） 日下委員。

- 委員（日下昭治） そうすると、補助率55%は見込んでいるということですね。例えば今、これは交付税が一括交付金になるとか、そういったものによって、かなり要素が変わるということも想定されるわけですよ。それと併せて合併特例債を使うことによって、蛇園の連絡道路の話ですけれども、16億円が2億円ぐらいでできると、それにしてもちょっとおかしいと思いますよ、説明の仕方、そうじゃないですか。交付税だって決まっていらないわけでは

よ。算定の基礎はそういう形になろうかと思いますけれども、交付税というのは市で決められるわけではないですよ、これは何回も私、念を押しますけれども、そうしますと、そういった想定をした中で説明しているというのは分かるんですけれども、その辺は聞く人は違うんですよ、市民ていうのは。もうこれでできるんだと、そういう形になる。例えば今までの交付金の方法と違って一括交付金になると、国が。そうしますと、例えば今やっている工事、歩道が3メートルだとか、何が何だと規制がありますけれども、例えばそういったものも多少違う形に動くということもあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えておりますか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） とりあえず補助率は55%は決まっておりますので、これは変わらないと思いますけれども、ただ、来る交付額は、例えば申請幾らとやっても、向こうで幾ら使った事業費の形の補助率は決まってくるから、その分に関しては、その分、申請の額、ぴったりいただけるかどうかは、それは分かりませんが、なくなった分に関しては、この間、財政課長も説明していたとおり、あとは合併特例債で施工するような形になるのかなという形ではありますけれども。

来る補助率というのは、あれは55%というのはもう決まっています。ただ、うちが例えば10億円と申し込んでも、例えば向こうが7億円だという形になれば、当然、補助率は同じ55%ですけれども、来るお金は下がりますから、その分は例えば合併特例債を利用して工事をしたいという形で考えておりますけれども。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、例えばこの土地の購入も補助金の対象になるんですよ。そうすると、この時点でも補助金を使わなければならないと思うんですよ。そうしますと、ついていないということは、今後のものは55%プラスこの分として計算できるということになるんですか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この事業は、これだけではなくて、地域からの社会資本整備総合交付金というのは、全体の事業の中で結構本数がございますので、その中で流用するような形になると思いますね。

例えば、この事業、海上連絡道と、南堀之内バイパス、それから排水整備事業と3事業同じ補助事業なんですよ。ですから、その中で幾ら補助率、例えばお金が来ますと、その中で

流用してもいいと。例えば排水に関しては排水だけの補助事業ですけれども、南堀之内と海上連絡道の補助事業は同じ補助事業で、流用がききますので、その中で例えば用地購入も、例えば蛇園で買えなかったら南堀之内で使ってもいいと。南堀之内が使えなかったら蛇園に使ってもいいという、そういう形の流用は補助事業の間でできますので、その中で流用するような形になりますので、それは可能だと思いますけれども。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 大変しつこいようなんですけれども、例えばそうしますと、当初予算、道路新設改良費の中で国庫支出金 2 億 2,489 万 4,000 円ですか、そういった金額が国庫支出金として入っているわけですね。その中にその部分が入っているということで、例えばこの部分にどのくらいというのは、その仕分けはされていないかもしれませんが、しかし、そういったものも仕分けせざるを得ないわけでしょう、この 2 億 2,000 万円の中において。2 億 2,000 万円、国庫支出金があるわけですよ。その中に含んでいるということでしょう、これは。そういうことになりますよね。

そうしますと、例えばこの繰越明許をしました 2 億円の中には、どのくらい補助金があるのか、補助金が含まれているのか、そういったものを説明してもらわないと、ちょっと分からないと思うんですよ。ただ、毎年 2 億円あります、今年は 2 億 5,000 万円ありました、1 億 9,000 万円ありましたということだと思いますけれども、例えばこれは長期にやるわけですよ、これは 5 年計画でしょう、連絡道というのは。そうしますと、その当年度にどのくらい、このうちの補助金があるということ、やはりその辺を出してほしいと思うんですよ。そうでないと、補助金あります、55% あります、55% ありますと言われたところで、例えば総額で 10 億円のものに 5 億 5,000 万円来るということではないんですから、その辺をぜひ今後の中として、もう少し詳しく説明してほしい。そうでないと、例えば我々も補助金 55% ありますよと皆さんが言うわけでよ。それを聞かれたときに、私は説明できないんですね。例えば 16 億円、当初、総額で連絡道路を予想していますけれども、例えば何回も言いますが、それを 5 年かけるときに、地所だけぽんぽん買ったら駄目だよと。やはり 1 年 1 年決めてほしいと。そうでないと、例えば県がやった仕事でしょうけれども、この大正道路、東側にぽこぽこっと蛇が卵を飲んだような状態にしてあるんですよ。ああいったことをすると、それだって当初計画はきちりやれる計画だと思います。しかし、現実にああいう事態が起きるわけですから、やっぱり年度年度にきちと決める、ここはどうしてもそこに関係するところで、多少するところもあるかもしれませんが、そういった形の中で、こ

という形であって、ここの中にはどのくらい補助金がありましたよということで、やはりそういう形で説明してほしいなと。そういうことをぜひ今後、考えてみてください。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 園芸王国ちばの強化支援事業ですか、これでハウスの補助金の関係なんですが、今回のこの事業において、一応規模拡大と、それから何といいますか、新規就農、それからＵターン就農ですか、それらの比率はどういうふうになっているのか。また、そういう中で、これはちょっと前のことを聞きますと、この趣旨からちょっと反するんですが、できたらお答えいただきたいと思うんですが、過去のこういう事業の中で、その比率はどのようなになっているか、もし分かればその辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、規模拡大と、例えば施設が今まであって老朽化して、それを建て替えるとか、そういう意味かと思いますが、実は今回、県の事業で今までになく、ちょっと県が考えてくれまして、老朽化した施設を建て替えるときは、実は今まで駄目だったんですね。もう２年くらい前からですか、県がこの事業を新たに、園芸王国ちばということで、農業算出額、茨城に追い抜かれた、これはやはり施設園芸を大事にしたいというようなことで、実は２年前から建て替えについても認めてはいますけれども、現状はあまり大きな建て替えはない。ただ、今回、申請の中で確認させているのは、１件は建て替えしてやりたいということで申請が上がってきております。現状の中では、ほとんどが規模拡大ということで我々は認識しております。

それと、委員のほうからも、新規就農とかＵターン、あったわけですが、Ｕターンというのではないと思います。

ただ、せがれが二・三年やってあって、園芸を規模拡大したいというそういう意向の方は全体でパーセント的には約２割から３割ぐらいの農家の中では、後継者が就農するようになってという、そういうことは聞いております。

そんなことで、過去の事業につましてということですが、過去は一切、規模拡大のみという支援でしたので、それでよろしく願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、農業関係のこういう補助絡みの事業ですか、これはもうほとんどが規模拡大であって、新規就農、Ｕターン就農ですか、これはないということですね。

それからもう一点、南堀之内のバイパスの整備事業でございますが、土地買収の際に、意に沿わない地所を買わされる場合もあると思うんですね、端数が出て。それはどういうふう
に処理していくのか、その2点をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） その場合は、市のほうで買うような形、例えば真四角の所が端数になるとか、その面積にもよりますけれども、そういったのは買収するような形にはな
ります。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のほうから、規模拡大はというようなことでありましたけれども、現状、例えば壊して建てるとなりますと、その間、施設園芸の収穫がというか、生産
がなかなか継続できないというようなこともあるのかなと、そんなことで壊して建てますと
いうのは、あまり例がないというようなことで、表現させていただきました。

それと特に施設園芸の場合、土を使う場合に、新たな所で土壌がやせているところではな
くてというようなこともあるのかなというようなことで、ちょっと施設園芸につきましては、
大きな面積、例えば極端に言うと、先般は田んぼを埋めて畑にして、そこでハウスを建てた
い、そういう方も現実にはありました。

それと、新規の就農でありますけれども、施設園芸というのは、相当高度な技術も要する
というようなことで、表現的には私、悪かったと思いますけれども、就農してすぐというの
は、なかなかないと。ただ、就農して2年、3年、そこで培った技術で、そこで新たに規模
拡大したい、そういう方は多数いるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、すみません、農水産課のほうから3点、ご連絡というような形で時間をいただきたいと思います。

お手元の資料、農水産課ということで資料を入れさせていただいております。2枚、4ページのものでございます。これに従いましてご説明をさせていただきます。

1点目につきましては、1ページ、水田における家畜堆肥の利活用講習会というようなことのご案内でございます。

現在、いろいろな所で耕畜連携という、例えばえさ米を稲作農家が作って、畜産農家に利用していただく、こういうものを耕畜連携でありますけれども、もう一つ、実は家畜堆肥を、これを有効活用したい、そんなことで今回、講習会を開催予定しております。

特に今回は畑ではなくて、田んぼで、旭市は広い田んぼがあります。その中で特に田んぼで堆肥を活用して何かうまく農家の所得アップにならないのか。特に今回、化学肥料等の高騰もまた想定されております。そんなことで田んぼでの何か家畜堆肥の利活用というようなことであります。

日にちは12月9日、今週の木曜日でございます。朝10時から夕方までということで、午前中は干潟地区の万力 期地区の土地改良事業をやりまして、まだ1年たっていない所、ここが例えば耕作土を大分移動しまして、土壌の改良が必要だという、そういうことも一部あるのかなと、そんなことで、ここに堆肥をうまく活用して、田んぼで土地改良事業をやって、やはり収量が上がったと、そんなことをやはり目的としたいというようなことで、午前中、マニアスプレッダー、あるいはライムソーワの堆肥の散布、こういうものを現地で実演をさせていただく。

午後、基調講習会のほうに入りまして、今回、東京農大の土壌学では全国でも第一人者の方であります後藤先生に来ていただきまして、基調講演をしていただいて、その後、3名の方から事例の発表等をしながら、今回、家畜堆肥を水田でというようなことで、農業者と県の関係、あるいは国からも職員が来ていただく予定であります。そんなことで一日勉強会をさせていただく。もし、議員の皆様方も時間がありましたら、ぜひ、ご出席いただければと思います。よろしくお願いします。

その次に、本会議の一般質問の中でもちょっと話をしましたけれども、水産を大きくPRしようというようなことで、今回、12月26日に、いいおか荘の前、玄関の前のほうの駐車場で、朝市を開催をしたいということで考えております。9時から一応売り切れまでということで、ちょっと括弧書きで小雨決行ということで、先般の海上の産業まつり、大雨の中でちょっとあったもので、今回は小雨の中では決行しますよという、そういう表現をさせていただきました。そんなことで開催をいたします。

特に魚だけではなくて、花あるいは畜産関係、あるいは野菜関係も今、出店していただく、そんなことで呼びかけをした資料でございますので、後でお目通しいただければと思います。

あと、3ページ目、4ページ目に、耕作放棄地の再生利用緊急対策の概要ということで掲げてございます。特に4ページ目、一番裏を見ていただきたいと思います。

現在、実は国から県に基金としまして平成21年から補助金2億5,000万円、実は来ております。また県に確認しましたところが、約2億円以上は残っていますよということで、これをうまく活用してということで、今回ここにあります耕作放棄地、旭市にはいろいろ、うちのほうの課の職員が航空写真等で確認しました中では、500町歩に及ぶ耕作放棄地がある、そんなことも確認してございます。それを少しでも減らしたいというようなことで、この国の事業を活用したいなということで今、動きをしております。

どういう事業かということですが、ここの真ん中辺にあります。いろいろ耕作放棄地の荒れている程度に応じまして、10アール当たり3万円から5万円、こういうものが支援をされるところでございます。機械を使った場合のいろんなものにつきまして、国が支援をする。さらに10アール当たり3万円、5万円では足りないよという場合、大きな機械を使うような場合、こういう場合につきましては、経費が高額となる場合、これは補助率2分の1以内でさらに国が支援をいただける。

それと、ただ耕作放棄地をきれいにしただけでは、次の営農のステップにならない、そんなことで、土づくりに対しまして、例えば堆肥を入れるときのいろんな散布経費、そういうもの、あるいは有機質資材の投入、そういうものにつきましては、最大で2年間10アール当たり2万5,000円の支援がいただける。

さらに、作物の作付けということで、これは例えば種代とか、あるいはマルチ代とか、そういうものにつきまして1年間10アール当たり2万5,000円の支援がいただける。この水田は除くということを書いてございます。これは何を言っているかということですが、水田につきましては、飼料用米等を作りますと、国が8万円、これの助成をしております。

そんなことで耕作放棄地はなるべく飼料用米等を作っていたきたい、こんなことで8万円とこの2万5,000円、これはダブってはいけない、そんなことで水田につきましては8万円のコースを狙っていたきたい、そんなことで水田は除くということになっております。

現在、こういう事業につきまして、耕作放棄地を活用してみたい、そういう方につきましては、先般、会議を行いまして事業の趣旨等につきまして説明をしたところでございます。なるべく4月から作物を作るような形で、1月、2月、3月、年を明けてからこの耕作放棄地対策につきまして農業者の方に現地で直接汗を流していただいて、少しでも解消に努めていきたい、そういうふうに考えていますので、議員の皆さん方も、こういう事業があるということで、よろしくご指導いただければと思います。

ただし、これにつきましては、農振の農用地とか、あるいは自分で耕作放棄地を作った方、その方が自分で今度は営農を再開したい、これは無理ですよということで、あくまでも耕作放棄地がある、それを私が使いたいという、そういう方についてののみということでご理解いただきたいと思います。

以上、資料に基づきましての3点、ご説明ということでよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から2点、ご報告をさせていただきます。

初めに、先ほど副市長からもお話がございましたように、谷丁場遊正線につきまして補足してご説明をさせていただきます。

谷丁場遊正線にかかわる橋台部の工事でありますけれども、繰越明許を第3回定例会で設定をいただいております、10月末に詳細設計を終了いたしまして、一般競争入札により契約事務を進めてまいりました。

別添に資料、A3の図面をおつけしてございますので、そちらをご覧いただきたいと思えます。

この図は、谷丁場遊正線の上段の図ですけれども、全体図でありまして、今回発注いたしましたのは、下の図の中央部にありますJRと道路の交差する橋台部の工事でございます。

この工事につきましては、昨日、一般競争入札が行われまして、開札の結果、落札者が決定しましたので、この場で報告をさせていただくものでございます。

工事の名称は、道路新設工事（橋梁下部工）でありまして、契約の方法は一般競争入札、落札金額は1億1,067万円、落札者は、市内の阿部建設株式会社でありまして、工期は平成23年9月30日までとなっております。ちなみに予定価格は1億5,481万2,000円、落札率は71.48%でございます。

この案件につきましては、今議会、12月の当初提案を目標に事務を進めてまいりましたが、一般競争入札の事務手続き上、どうしても一定の期間が必要になるということで、結果として昨日が開札日になったものでございます。

なお、当該案件にかかわる契約議案につきましては、今後に落札業者と仮契約を締結した後、最終日の本会議に追加提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、所管事業につきまして報告をさせていただきます。

文化の杜公園についてであります、本年度がまちづくり交付金事業の最終年度となるものでありまして、当初予算で4億円の工事費をいただき事業を進めてきたものでございます。昨年度は公園全体の造成工事と雨水排水工事を発注いたしました。本年度は事業の最終年度となりますので、これらを考慮した中で1年を通して工事の種類や工法などを念頭に、計画的に工事を発注してまいりました。現状をご覧になりますと、あまり工事が進捗していないように見受けられるかと思いますが、これまで中央部と仁玉川沿いの園路の新設工事を初め、地下に埋設される工事、汚水排水、給水、散水設備等の工事を優先して発注してきたものでございます。

現在、4件の工事につきまして入札手続き中でありまして、全体では約7割の工事を発注いたしました。今後は年明け早々に電気設備工事を初め、運動施設、これはテニスコートでございますが、それから植栽工事、休憩施設等を順次発注してまいりたいと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、本年度が事業の最終年度となりますので、年度末の完成に向けて最大限努力してまいりますが、結果として繰り越しをせざるを得ない工事が出てくることも予想しているところでございます。あらかじめこの件につきましてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、袋公園について申し上げます。

袋公園につきましては、用地取得を初めとして、工事につきましても順調に進捗しておりまして、年度末の完成に向けて努力をしております。来春の桜まつりの開催までには供用開始したいと、このように考えているところでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、いいおか荘の10月末までの利用状況及び収支状況について報告させていただきます。

まず、宿泊人数でございますが、22年度、ここの表にございますように、合計欄で10月分までの合計7,861人、前年度と比較いたしましてマイナス11人となっております。ここにはちょっと書いてございませんが、11月分につきましても、ちょっと出ておりますので読み上げさせていただきます。11月の22年度の宿泊人数1,073人、前年度が879人であったので、増減といたしましては194人、これを合計欄でまた合計いたしますと、11月末までの合計といたしましては、22年度8,934人、前年度が8,751人で、比較いたしますと183人の増となったものでございます。

続きまして休憩、これは宴会利用人数でございますが、ここでも11月分がちょっと出ておりますので、発表というか申し上げたいと思います。11月分、22年度340人、前年度304人、増減としましては36人となります。合計でございますが、11月までの合計いたしますと3,633人、前年度が3,579人でございますので、比較いたしますと54人の増となったものでございます。

続きまして、次の収支状況のほうをご説明いたします。

まず、収益でございますが、22年度合計、10月までの7か月分でございますが1億1,572

万8,234円、前年度と比較いたしますと652万998円の収益の増となったものでございます。

続きまして、費用でございますが、22年度1億1,997万7,521円、前年度と比較いたしました593万8,088円の減でございますが、この費用の減ということで593万8,000円の改善となったものでございます。

続きまして、利益でございますが、実際はこれは損失でございます。22年度は424万9,287円、前年度と比較いたしまして1,245万9,086円の改善となったものでございます。この大きな理由といたしましては、22年度1,031万円の観光拠点補助金というのをいただいております。その辺と、あとプールの補助金が22年度と21年度を比較いたしますと133万1,000円ほど多くなっております。それを差し引きますと前年度と比較いたしますと81万8,000円の改善というような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 所管事項の報告は終わりました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 行政にお願いしたいですけれども、デジタル化を今推進しているわけですが、テレビの映りがうちのほうは、これは違うのか……

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） いいじゃないですか、ここでなかったら……。

○委員（嶋田哲純） いいですか。じゃ、委員長のほうから許可を得たもので。

うちのほうのテレビの映りが悪いもんで、テレビ屋さんに聞いたら、うちのほうに後ろの山に千葉テレビの鉄塔があるんだよね、放送用の。それから電波を発してもらえば、山際のほうの映りがいいということで、ぜひ、市のほうにお願い、総務課のほうにお願いして、それを許可いただけるようにお願いしたいなということでお願いされたもので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 農水産課長、ちょっとお聞きしたいんですけれども、補助率ありますよね、補助率、大体、県等の補助率は、例えば5分の2あるいは5分の1以内、しかし、それに対する市の補助率が4分の1以上とかということになっていますよね、2分の1以上ということになるんですけれども、以上というのはどこまでの上限、以上ということになると2分の2までは、1になるまでは、ならなければ以上になると思うんですけれども、その辺は、

この表現だと、どういうことになるんですか。以内であれば上限をいっぱいということ、5分の2ということであれば4割だと。幾ら出ても4割だなと思いますけれども、そのうちの4割のうちの2分の1以上ということになると、4割を超さなければいいというような認識をしてしまうんですけれども、その辺はどういうことなんでしょうか、この辺は以内というのは、以内でなくて以上……。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員からご質問いただいたのは、畜産関係のさわやか畜産総合展開事業だと思います。

実はいろんな補助事業の中で、今、市への義務負担というのはあまりないということで、特に今あるのは県の畜産課の関係が唯一というような、あとは市町村の裁量にゆだねるというようなことで、この書き方は事業費の5分の2以内というようなことで、県は要するに40%以上はしないよ、以内ですよ。この以内という表現は、例えば補助金の総額がなくなったときに、場合によっては以内という表現ですので35%も実はあり得ます。もう予算はないですから35%でいいですかということで、そんなときも実は現実にあります。そういうようなことで、県は市町村に対して40%以内を出しますよと。

さらに、県が出したお金につきまして、ここですと県の補助金の4分の1以上25%以上、これは市でも負担してくださいと、そういう書き方でございます。そんなことでちょっと県の以内と市の以上というのがちょっと違いますけれども、必ず市は県が出したお金の25%以上は出さないと、この事業は成り立ちませんと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） それは分かるんですよ。例えば以内というのは、ある程度一定のラインはあるということでしょう。以内というのは、例えば4割、県から出て、4割出なかったときに、ほかのもので合わせるためのものなのか、以上というのは。要するに3割5部しか出なかったとき、35%としか出なかった方と40%出た方と、合わせるための以上ということなのか、そうでなくて40%つけたものに対して、40%を超えないままであれば、ごめんなさい、40%ではなくて、以上ですからあれですか、25%だよね、25%を超えなければいいのかということになると思うんですよ。ただ、調整するための以上なのか、そのいっぱいまでを持っていくということなのか、その4分の1から超えなきゃいいということですから、その辺の考え方というのはどういうことなんでしょうか、以上というのは、以上ですから。例えば4分の

1以上ということになりますと、最低が4分の1ということですよね。そうすると4分の4までは超えなければいいということになるわけですから、その辺はどういうことの基本、これは以上と以内というような形の考え方。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 県、国の補助金もそうでありますけれども、以内という表現はすべてしてございます。例えば最終的に、すべて国は、例えば50%で支援していきます。最終的に年度末になって、例えば極端に言うとも1,000万円お金があったと。でも、これは国が50%を支援すると、以上となっていますと事業が仕組めない場合があるんですね。ですから最終的に予算はこれしかない、だけれども、率的には例えば50%ではなくて45%なんですけれども、それでもいいですかという問いが来ます。そんなことで、そうすると農業者の方は、いや、50%でなくても45%で事業を実施したいという、そういうときには45%というようなことで、50%以内ですから45%でもいいですよということで……

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員から言われたそういう意味ではなくて、市町村がこの事業に対して、例えば25%、これは義務ですよと。ただ、市町村が例えば臭気対策に対して、さらに必要な施設だということでは理解すれば、例えば県と同じように40%、それはいいですよ、市町村の裁量に任せますよと。ただ、今、委員言われたように、たまたま県のお金が少なかったから、それを市でカバーしろよと、そういう意味ではないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） さっきちょっと聞き忘れたんですけれども、南堀之内ですか、あそこの不動産鑑定の価格ですか、それから旧干潟で買収した際の価格、それから公示価格はどうなのか、それをお願いしたいと思います。

それからもう一点、下水道計画、今作っておられますね。この計画、でき上がるのはいつなのか、また県への提出期限はいつになっているのか、その辺お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 工事価格ですけれども、今のところ概算で大体5億円弱ですね。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 地価に関しては、交渉を始めておりませんので、用地はまだ相手方

とまだあれはやっておりません。

（発言する人あり）

- 建設課長（北村豪輔） それはちょっとまだ把握、それは調べてはないんですけれども……

（発言する人あり）

- 建設課長（北村豪輔） ちょっと調べていない……、こちらの手元にはないんですけれども、ちょっと申し訳ないんですけれども。それは税務課へ行けば分かると思いますが、それはちょっと資料がなかったものですから、申し訳ありませんけれども。

（発言する人あり）

- 建設課長（北村豪輔） 鑑定の価格は、とりあえず出てはおりますけれども、まだ地権者と交渉しておりません。ちょっと差し控えてもらえればと思うんですけれども、まだ例えば幾ら幾らと出てはいるんですけれども、まだ相手と幾らとかというお話をまだ、議会を 통해서からお話するような形になりますので、ちょっと差し控えてもらえればなと思うんですけれども。

（発言する人あり）

- 建設課長（北村豪輔） 何か県道沿いは九千何ぼだという話は聞いておりますけれども。

（発言する人あり）

- 建設課長（北村豪輔） 調べてありますけれども、ちょっと単価的に、ちょっと申し訳ないんですけれども、相手とまだ交渉、幾らですかと交渉しておりませんので、ちょっと差し控えてもらえればと思いますが。
- 委員長（滑川公英） 下水道課長。
- 下水道課長（佐藤邦雄） 下水道事業計画で見直しの業務委託の進捗状況ということだと思います。お答えします。

9月9日に入札を執行いたしまして、平成23年3月末の完成に向け、現在、鋭意努力して業務を進めているところでございます。

その業務の内容であります。平成22年度末における事業認可、202ヘクタールの整備済予定面積は167.6ヘクタールで、残り34.4%整備するについて、現下の財政状況を考えると、現事業認可期間である平成23年度末までに完了させることができないため、事業認可期間のみ3年から4年延伸するための業務でございます。

公共下水道事業が国の補助事業に採択を、これは内容でございます。それで……

- 委員長（滑川公英） 質問内容が違うんじゃない。

- 下水道課長（佐藤邦雄） 質問の内容でございますが、今年度中に完成させまして、来年度の下半期に申請するような形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） 下水道計画ですけれども、3月の当初予算に組んであるのを、何で半年もしなくちゃ入札ができないのか。

それと、建設課長、やはり不動産鑑定の結果で買収云々言いますけれども、それだけじゃなく、やはり今、現状、公示価格はこうだと。それから旧干潟のときはこういう価格で買収したと。やっぱりその総体をにらんだ中で買収が必要だと思えますよ。ただこの不動産鑑定だけでは短絡的だと思うんですけれどもね、やっぱりそれこそグローバルな中で買収する、それがやっぱり税の有効活用になると思うんですよ。それをお願いしたいと思えます。

- 委員長（滑川公英） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

- 委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員の質問に対して、いいですか。質問したことについてはいいですか、答弁はなしで。

（発言する人あり）

- 委員長（滑川公英） ほかにございませんでしょうか。

日下委員。

- 委員（日下昭治） 今度請願になっちゃうと、所管課以外がいなくなっちゃうそうですが、建設課長、ちょっと聞いておきたいんですけれども、過日、一般質問で島田議員だったか、木内議員かな、大間手の排水の関係が出ていましたよね。あの辺で東側の田んぼの排水だと思うんですけれども、排水と併せて、地元からいろんな要望が出ているんじゃないかと思うんですよ。例えば歩道にしてほしいとか、その辺は排水の件については一般質問の答弁をある程度聞いていると分かりますけれども、その歩道とか等々についての何か要望等について何か進展しているとか、何とかそういったものがあるんですか、その辺。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） ここにおられる島田議員さんと県会議員さんで地区の住民の方と何
度も排水整備にお願いに行っておりまして、今、買収するということと、あと境界立ち会い
ですか、それに向けて県のほうで準備しておりますので、それで、それが済めばあとは工事
に入るような形で、工事はちょっと、今ここでいつということは分かりませんが、今
年度中に境界立ち会いは県のほうはやって、買収する準備は入っているということです。
やがては買収が済んであれば工事に入って、歩道の整備は地元区の方と地元議員さんと、
あと県会議員さんでお話しして、県のほうに何度も行っておられますので、歩道の整備はで
きる状況でございます。

ただ、それがいつから始まるかというのは、県のほうの予算もありますけれども、とりあ
えずは年度中に境界立ち会いをやって、それから買収という形になると思いますけれども。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、買収をする前提で何か進んでいるということは事実なん
ですね。何かとんでもないことまで地元では進んでいるという話も聞いてましたので。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） いいですか。地元でお金を借りて、もうどんどん進めちゃっている部分
がある、そういう話も聞いていましたので、何のためにお金を借りてまでやっているのかな
と、実はそれでもって、ちょっとお聞きしたわけですが、答弁は必要ありません。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） せっかくの機会でありますので、今、生活道路、この未舗装は、大体ど
のぐらいの延長になる、面積はありますか。生活道路というのは、私道を除いた市道での生
活道路ですが。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 市道は全部で1,100キロございますので、そのうちの舗装したのが
大体約7割弱ですから、その残り分が未舗装なのかなということですね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、田んぼの中まで、みんな市道ですよ。かなりあると思うんですよ。
ですから、それとこれは合致しないと思うんですが、ですから、何と申しますか、
市道があって、その7割は舗装してあると。あとは舗装していないということですが、田んぼ

の中はともかく生活道路なんです、その延伸の延長面積ですか、これは当然、市ではつかんでいと思うんですけども、分かればその辺。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全体の延長でよろしいですか。未舗装の延長でよろしいですか。未舗装の延長は、市道、いわゆるさっきの答えと同じように、全部で1,100キロございますので、未舗装はやっぱり360キロぐらいございますので。そのうちの生活道路といっても、そこまで例えば農道でも田んぼの中の道とまち中の道という形では分けてはないんですけども、そこまでちょっと分けられ、当然市道になっているという解釈で市道が1,100キロあれば、そのうちの360キロぐらいが未舗装だということで、田んぼの中の道路でもまち中の道路でも市道になっていますので、そういった形で、委員、言われたように、生活道路ということで、まち中の道路と田んぼの中の道路という形では分けてはございませんけれども。ただ、全体としての市道の延長としては分けてございます、舗装してある延長と舗装してない延長は分かりますけれども、田んぼの中の延長、田んぼはどれだけだという形のやつは、ちょっと把握はできていないですけども。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 全部で市道が約1,104キロございます。そのうちの歩道になっていない部分は、未舗装は約367キロですね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、この中の田んぼの中の舗装にならないのと、俗に一般に生活道路という、この仕分けはないわけですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 分かりました。

○委員長（滑川公英） 平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、農水産課長にお伺いします。

現在までの道の駅のことについてお伺いします。

滑川委員長と私も、今、設置推進委員が32名います。そのうちの2人なんですけれども、11月4日にたしか委員会を3つに分けまして、大まかに言いますと、企画、運営、消費者の立場ということでございます。それからまず1か月たちまして、どのようにまだそのあれが流れているか。それと目安をつけるのが3月末いっぱいということでございますけれども、順調に事業のほうが進捗されているかどうか、それについてちょっとお伺いしますので、よ

ろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから言われましたように、道の駅の関係、11月上旬に第5回目の今委員会を開きまして、分科会に分かれていろいろご審議をこれからしていただくということで発足をしてあります。

11月、月1回ぐらいのペースで、我々もこの委員会のほうを開きたいなというふうには考えております。11月下旬には、ご承知のように、ふれあいパークのオオキさんに、わざわざ旭市のほうへ来ていただいて、あのさかっている秘訣を実は教えていただいたわけでございます。そこにも委員の皆さん方にご参加していただきたいというようなことでご案内をして、一緒に聞いていただいたものでございます。

今後につきましては、12月に実質的には第2回目の分科会になるかと思っておりますけれども、それぞれ時間を分けて開催、中には分科会によっては、夜開催したいという方、あるいは日中のほうがいいという消費者の方の立場の方々、いろいろいます。それぞれ分科会の委員長との話の中で、年内に一度開催をしたい。年を明けてから、できればぜひいい施設、逆にさかっていない施設、いろいろ県内外にいろいろな施設がございます。そういう視察を通しながら、また再度勉強会を開催させていただいて、3月には委員の皆さんのほうから市長に、こういう施設が旭市にふさわしいであろうという、そういう提言書的なものになるかと思っておりますけれども、そういうものを文書表明して、委員会のほうからある程度の道筋を出したい、そういうふうを考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） いいですか。

そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（滑川公英） 次に、請願の審査を行います。

農水産課、商工観光課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 25 分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第4号、T P P 交渉参加反対に関する請願の1件であります。

それでは、請願第4号について審査に入ります。

初めに、紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

島田和雄議員。

- 紹介議員（島田和雄） 皆さん、どうもご苦労さまです。

それでは、T P P 交渉参加反対に関する請願ということで説明を申し上げます。

請願の趣旨あるいは請願事項、ここに記載されているとおりでございます。

それで、このT P Pですけれども、皆さんご存じだと思いますが、環太平洋戦略的経済連携協定ということでもありますけれども、このT P Pに今、参加している国は、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、この4か国で今、このT P Pが行われているわけでもありますけれども、これに今度、T P Pに参加しようということで、今、交渉中といった国がアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、この5か国がこれから参加をするということで今交渉中ということで、それに日本も参加をしたいというようなことで政府が表明したということで、大きな問題になったということでございます。

このT P Pに参加した場合の旭市農家に対する影響といったようなことは、先日、私、一般質問でお伺いしましたけれども、農水産課長のほうから答弁がございましたが、旭市の農業生産額418億円ですか、この中で138億円の損失が見込まれるといったようなもので、本当に旭市にとっても非常に大きな影響があるということだろうと思います。

自給率についても40%から13%、大きく日本のこの食料自給率が減少するというようなことで、本当に心配をしているところです。そういったようなことが起きない、招かないためにも、この交渉に参加しないように、今回の請願につきまして賛成をよろしく願います。

以上で説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 島田和雄議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 実は農水産課のほうで、一般質問の中でちょっとご説明が足らなかった分について、ここで説明をさせていただきます。

国が4兆1,000億円というようなことで今回試算をさせていただきます。県がそれに基づきまして1,380億円、旭市も実は国・県に倣いまして試算をしたのが138億円でございます。実はこの農水省が試算したものでございますけれども、今回、関税撤廃によります農産物等への影響試算というようなことで、実はその前提としては、一応農産品19品目ということになっております。これは林野あるいは水産を含まないというようなことでございます。その19品目の中には、実質関税率10%以上のものですと、かつ生産額が10億円以上のもの、そんなことで実は定義づけで試算をしたものでございます。そういうようなことで、野菜はおおむね関税率5%程度でございますので、これは一切入っておりません。国が定めた19品目というのは、お米を先頭にしまして、麦あるいはインゲン、落花生とかコンニャク、あるいは加工用トマトとか牛肉、豚肉、そういうものの19品目でございます。

そんなことで、すべてのものということではなくて、この19品目というようなことでご理解いただきたいと思います。これが全世界が直ちに関税撤廃を行った場合、何らの対策も講じない場合、そういうことで設定をさせていただきます。何も対策を講じない場合には、日本全体で4兆1,000億円ですよということでございます。

この結果、生産減少額、毎年4兆1,000億円減りますけれども、毎年です。その食料自給率も減る。さらには市長の答弁の中にありましたように、農業の多目的機能の損失額、これは3兆7,000億円に上がる、そういう試算を国ではやっている、そんなことで説明不足だった点につきまして、補足で説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 商工観光課ということで、市内の商工会等の動きについて、ちょっと聞いていますので、この場で参考までということで発表させていただきます。

本日も何回か問い合わせさせていただいているんですが、きょう現在、商工会のほうに問い合わせしたところ、特に上部団体等からの動きもなく、市内の商工会、旭市の商工会としても、一応何の動きもないということで、けさ、問い合わせした結果は以上でございました。

それと、県内のということで、答弁で議会の一般質問等でありましたので、農水産課長のほうから農業に関して答弁をされていたということもありますが、同じ情報の中で、読売新聞のほうですね、そのときの記事の中で、水産業、経済界等の記事も併せて載っています。参考までにそれを紹介させていただきますと、県の経済界での影響ということで、商工会議所連合会の石井会長は「企業の国際競争力を高めるためにも各国との経済連携には積極的に取り組む必要がある」というコメントを発表しています。

それと一方、農業者などに配慮を求める声もということで、中小企業で組織する県商工会連合会の末吉会長は「ＴＰＰは、大局的に見て参加せざるを得ない」としながらも、「専業農家への所得補償など、国のバックアップが必要だ」といったようなコメントを読売新聞のほうに寄せている記事を併せて紹介したいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、審査をお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） ここで執行部は退席してください。どうもご苦労さまでございました。しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 38 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この問題につきましては、国もいろいろ試算を出してありますが、それによって違います。そういう中で、当旭市は、農業を基幹産業としている中で、市議会でございますので、私はこれは、この請願につきましては賛成ということで思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございます。

そのほかには。

(「なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) 特にないようでございますので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

- 委員長(滑川公英) 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第4号、T P P交渉参加反対に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

- 委員長(滑川公英) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

- 委員長(滑川公英) それでは、請願第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

- 事務局長（堀江通洋） 請願第4号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございますＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

ＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書（案）

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価値の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定されたが、例外を認めないこのＴＰＰに参加した場合、農業への影響は、壊滅的な打撃を受けるとともに、食料自給率を上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給ということに逆行し、食料安全保障を脅かす大きな問題である。

よって、我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確保するため、ＴＰＰ交渉への参加については行わないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、外務大臣、農林水産大臣です。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いします。

ご意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、請願第4号、ＴＰＰ交渉参加反対を求める意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

-
- 委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 44 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英